

(議長)

次に、町長からの諸般の報告がありますので、これを許可致します。

(事務局長)

行政報告です。

(議長)

行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(行政報告)

行政報告について、寄付採納のご報告が8件ございますが、議長から新型コロナウイルス対策としての時間短縮への協力要請がありましたことを踏まえ、省略をさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

(議長)

以上で、報告が終わります。

(議長)

日程第5、報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第1号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、令和年12月13日を以って専決処分致しましたので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明致しますので宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「財政課長」(補足説明)

私の方からご説明申し上げます。議案書の方は2頁をお開き願いたいと思います。

まず、当事者でございますが、江差町と江差町民の方となるものでございます。

事故の概要でございますが、財政課所属の作業員が公用車を運転中に駐車しておりました乙の車両に接触し、破損させたものでありまして、和解及び損害賠償額につきましての内容につきましては、車両の修理に係る費用の確認、町が加入している損害共済にて、それを補修すること。今後、両者如何なる名目を問わず、相手方に何らの請求をしないこと。となつてございます。

最後に、事故防止の対応でございますが、運転に起きましては、十分、左右前後を確認するよう作業員のみならず、課職員全員に周知してございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

説明は以上でございますので、よろしく願致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については以上で終わります。

(議長)

日程第6、報告第2号、和解の決定の専決処分についてを議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

「町長」  
議長。

(議長)  
「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第2号、和解の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、令和2年1月29日を以って、専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)  
はい。「追分観光課長」。

「追分観光課長」(補足説明)  
おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「追分観光課長」(補足説明)

私の方から和解の決定について、説明させていただきます。4頁をお開き下さい。

当事者です。甲がA氏、乙が江差町です。

事故の概要です。昨年12月28日の午前3時頃、甲は所有の自家用車の操作の誤りがありまして、鷗島入り口にある町所有の看板並びに水道設備に接触し、破損させたものでございます。両者について上記に起因する損害について、甲の負担と責任において、補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものです。

和解の概要です。上記に起因する看板並びに水道設備の補修に関わる費用が、合計72万4千円であることを確認し、甲の加入する損害賠償保険にて、補修することとしました。これらについて、上記事項については、今後、どのような事情が生じてても、如何なる名目を問わず、各自相手方に対し何ら請求しないこととして合意して、和解してございます。以上です。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第7、報告第3号、江差町教育委員会に関する事務管理、執行状況の点検評価報告についてを議題と致します。

報告内容については、お手元に配付のとおりで、説明を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、報告第3号については、以上で報告を終わります。

(議長)

日程第8、承認第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

行政手続き等における情報通信技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、令和元年12月16日に専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、承認第1号の固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、説明を致します。

本改正につきましては、昨年5月に情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、及び効率化を図るための行政手続き等における通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が、公布されたことによりまして、行政手続き等における情報の通信技術の利用に関する法律の一部が改正され、政令によりまして令和元年12月16日から施行となったことから、関係する条例につきまして改正を行ったものでございます。

議案書の7頁、それと定例会資料の1頁が関係分となっております。改正の内容につきましては、対象となる法律の名称、及び対象条項が変更に伴い、改正されたものでございます。

以上が簡潔でございますが、一部改正の概要となっております、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

承認第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第9、承認第2号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第2号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

ふるさと応援寄付金対策に係る経費について、令和2年1月15日付けを以って、専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しく申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書11頁をお開き願いたいと思います。補正予算構成表でご説明申し上げます。

ただ今、説明にありましたとおり、専決処分で予算補正致しましたのは、ふるさと応援寄付金対策でございます。12月末現在で、寄付金額が当初予算額を超える

こととなり、返礼品に係る経費及び積立金の予算が不足することとなったことから、それらの予算を補正したものでございます。予算がないことによりまして、返礼品を送付することが出来ない状態になる恐れもあったことから、今回、専決処分とさせて頂いております。

補正額でございますが3,290万円。財源内訳のその他特定財源につきましては、寄付金となっているものでございます。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第2号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認されました。

(議長)

日程第10、議案第1号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第10号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」（提案説明）

議案第1号、令和元年度江差町一般会計補正予算（第10号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、GIGAスクールネットワーク整備など、31事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,874万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,828万4千円とするものでございます。併せまして、繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

「財政課長」。

「財政課長」（補足説明）

議案書の方、22頁、23頁をお開き願いたいと思います。最初に、減額補正につきまして一括でご説明申し上げたいと思います。

大半が、事業が終了したもの、あるいは今後の執行見込み等により減額したのものとなるものでございますが、特に説明が必要なところや執行見込みで減額したものの以外のもにつきまして説明させていただきます。

まず、23頁の一番上でございます。漂着木造船緊急対策事業でございます。伏木戸町の海岸に漂着した木造船の処理として、昨年5月に専決処分したものでございますが、想定より少ない金額で済んだことと、北海道海岸漂着物等補助の内示がありましたので、併せて財源補正を行うものでございます。

次に、古くて新しいまち江差観光振興地域DMO事業と、次の日本遺産地域活性化事業でございます。国からの補助が入って来るまでの間の運転資金として貸し付け金を計上しておりましたが、貸し付け金がなくても、運営が出来る状況となったことから、減額するものでございます。

次に、財源更正について、ご説明申し上げます。最初に新陣屋団地建設でございます。社会資本整備等総合交付金の割合が少し落ちて交付金の額が減となりましたことから、同額地方債を増額するものでございます。

次に、災害備蓄品整備でございます。地域づくり総合交付金の内示がありましたので、財源更正をするものでございます。

以降が増額補正となります。まず、社会保障税番号制度に係る個人番号カード交付事務でございます。個人番号カードの交付枚数が増加して来ており、事務を委託している地方公共団体情報システム機構への支払いを増額するものでございませ



て、補正額は130万円となっているものでございます。

次に、社会福祉法人が行う利用者負担軽減事業補助でございます。これは低所得者や生活保護受給者などの訪問看護等のサービス利用につきまして、社会福祉法人が利用者の負担を軽減した場合に、その法人に助成するものでございます。補正額は、654万4千円となるものでございます。

次に、江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備でございます。こちらの方は、小学校管理費と中学校管理費に分けて補正額を計上してございます。暖房用ボイラー2機のうち、1機が故障しており、残りの1機も30年程度、既に稼働しておりますことから、今回の国の補正予算において、計上されました学校施設環境改善交付金を活用して更新するものでございます。補正額は小学校分が457万3千円で、中学校分が1,092万8千円となり、起債の方は補正予算債を充当することとしております。

次に、GIGAスクールネットワーク整備でございます。4つの事業でございます。それから、資料の方は資料3頁となりますので、ご覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、町内小中学校の通信ネットワークの整備とiPad（アイパッド）などの端末の整備でございます。それぞれ小学校分と中学校分に分かれて計上してございます。国の補正予算において、計上された補助金を活用しまして、高速大容量の通信ネットワーク、それを整備するものと児童生徒用の端末、教師用の端末、の整備をするものでございます。補正額はネットワーク整備は、小学校分で2,321万4千円、中学校分では1,121万円となり、起債は同じく補正予算債を充当してございます。端末整備の方は、小学校分で2,769万6千円、中学校分では1,566万円となります。

次に、図書館の資料整備でございます。行政報告にもございますが、小笠原様からの寄付金にて図書を購入をするものでございまして、補正額は10万円となっているものでございます。補正額合計では、5,874万5千円となり、財源内訳は記載のとおりとさせていただきますので、ご了承願いたいと思っております。

次に、26頁でございます。第2表繰越明許費でございます。先程、補正予算において説明致しました、江差北小中学校暖房用ボイラー更新整備と、GIGAスクールネットワーク整備の各事業の令和2年度への予算の繰越をお願いするものでございます。繰越する予算額は、それぞれ補正予算額と同額となりますので、割愛させていただきます。

続きまして、27頁でございます。第3表債務負担行為の補正でございます。4月1日からあるいは新年度に入って直ちに事業を実施する必要があり、新年度の予算の執行が可能となる4月1日以前に契約の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。事業及び期間並びに限度額は記載のとおりでございますので、こちらの方も説明は割愛させていただきます。

次に、29頁でございます。第4表地方債の補正でございます。先程、補正におきましても説明致しましたボイラーの更新とGIGAスクールネットワークに係る

記載を追加しまして、新陣屋団地建設に係る起債額を変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、起債のとおりでございますので、割愛させていただきます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

端的に、3点お聞きします。

1点目、減額の関係でちょっと、事実確認と言うか、ちょっと金額、大きいなあと思ったのでちょっと確認したいんですが。民生費、障がい者福祉費、障がい福祉サービス等給付、800万の減額補正ですけれども、中身見ましたら、特に日中活動系サービスが560万、簡潔でいいのでこういう事で減額なんだということで、本当に簡潔で教えて頂ければなと思います。

2つ目。江差北小中のボイラー更新なんですけど、これ、これもちょっと事実関係教えて下さい。補修整備、更新、2つのうち1つが傷んだ、もう1つが時期がかかっているんで更新という、これは、たまたま2つのうち、1つでも何とかなるんですけども、2ついっぺんに更新するということなのか、それともかなり故障としては、危機的な状況だったのでもう1つもついでに変えるという、ちょっと今まで似たような質問、何回もしてますよね。ぎりぎりになってから、こうやって、どたばたとやるということは、如何なものかという点で、どうだったのか、ちょっと教えて頂きたい。

それから最後。GIGAスクールネットワーク整備事業ですが、これは全国的な取り組みで、色々賛否ありますが、流れから行ったらやむ負えないかなという気はするんですが、1つ、ちょっとお聞きしたい。この機器を導入することにおいて、本当に先生方が大変になっているということも聞きます。しっかりとしたこの児童に対する教育上の体制として先生方が、これまで以上の負担がないような制度設計になっているのか、ちょっと確認したいなと思います。以上です。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」

1点目の日中活動系の減額の内容について、ご説明させていただきます。現実的には、人数がですね、大きく減ってるということはございません。人数は、ほぼ変わらない状態の中でこの1年間の実績として、サービス提供者の方から利用数が減っているということで、特段何か大きな理由があってということの連絡は受けてございません。以上でございます。

(議長)

はい、次。学校教育課長。

「学校教育課長」

北小中学校のボイラーの更新の関係ですが、昨年10月の点検時点で2機あるうちの1機が、穴が空いているということで、もうこれは、使用出来ないということの報告を頂いております。それで、もう1機も同じ30年以上経過してまして、実際、耐用年数は15年ということなんですが、30年経過してまして、いついっつか、危ないということの調査点検の報告を受けています。それで、今現在、1機で動かしているんですが、やっぱりこの冬は1機では難しいということで、ポータブルの石油ストーブを配置して、今現在、暖房をしているところでございます。そういうことで、2機いっぺんに取り換えないと駄目ですよということの結果でこういう形になってございます。

それと、GIGAスクールの関係でございますが、先生の方の体制負担等ということでございますが、一応、来年度から入れる予定ですので、教員の方もICTを使用した指導の方の研修等も十分にしていきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第10号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第22号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、及び日程第12、議案23号、令和元年度江差町公設地方卸市場事業特別会計補正予算(第1号)については、関連がありますので一括して議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただ今一括上程議案となりました、議案第22号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、及び議案23号、令和元年度江差町公設地方卸市場事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、今年度末で廃業予定の江差青果卸売市場株式会社に変わり、公設市場での業務を引き継ぐ檜山卸協同組合の経営基盤安定対策としての支援額を補正するものでございます。

これにより、令和元年度江差町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ183万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億2,012万2千円とするものでございます。

また、令和元年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ183万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247万1千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案でございますが、その2の方の3頁となりますので、宜しくお願い致します。

事業でございますが、公設地方卸売市場特別会計への繰り出し金でございます、地方卸売市場卸売業者経営基盤安定対策となるものでございます。

3月1日に設立されました市場を運営する新たな組織に対する支援の令和元年度分の予算補正に係る分につきまして、一般会計から繰り出すものでございます。

支援の具体的な内容につきましては、特別会計の補正の際に説明されますので、私の方では割愛させていただきます。補正額につきましては183万8千円でございます。

以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい。「産業振興課長」。

「産業振興課長」(補足説明)

はい。それでは、私の方から議案第23号、令和元年度江差町公設地方卸市場事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明をさせていただきます。

追加議案書である議案目次その2の、15頁以降の予算構成表以下で説明します。また、資料につきましては、資料のNo.2、16頁、資料の38をご覧ください。

2月28日開催の全員協議会でもご説明申し上げましたが、今年度末で廃業予定の江差青果卸売市場株式会社に変わり、公設市場での業務を引き継ぐ檜山卸協同組合の経営基盤安定対策として、支援するものでございます。資料38にあるとおり、令和元年度と令和2年度の2ヵ年に渡る江差町の支援総額は1,135万円となり、内訳としまして、(ア)年間運営費補助が172万円。(イ)設立当初に係る資金補助が343万円。(ウ)資金繰りに係る資金の貸し付け金が620万円です。このうち、(イ)の設立当初に係る資金補助のうち、太枠で囲んだ営業開始までの設立関係資金207万円は、本年度の補正とすることから、令和元年度予算について補正をお願いするものでございます。補正額は支援補助額207万円を増額し、繰り出し金23万2千円を減額し、総額183万8千円を歳入歳出それぞれ増額補正するものでございます。財源は、全額一般会計からの繰入金ということになります。

説明は以上です。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第22号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第11号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案22号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第23号、令和元年度江差町公設地方卸市場事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案23号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第2号、令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

「町長」。

「町長」（提案説明）

議案第2号、令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、平成30年度特定検診国庫道費負担金返還など、4事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ127万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,593万1千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい。「健康推進課長」。

「健康推進課長」（補足説明）

議案書47頁の補正予算構成表で、ご説明致します。

事業名は、一般被保険者医療費給付費分でございます。当該年度に係る被保険者全体の所得減少に伴い、国民健康保険事業費納付金の財源である国民健康保険税に不足が生じる可能性があることから、財政調整基金を補填するための財源更正で、金額は10万円でございます。

次に、各種検診予防接種助成、特定検診等委託でございます。共に、受診者の減少に伴う減額補正でございまして、それぞれ35万円、110万円、財源は記載のとおりでございます。

続きまして、事業名、平成30年度特定検診国庫道費負担金返還でございます。

平成30年度公費負担金の実績報告に基づき、償還金が生じたので補正をお願いするものでございまして、補正額は18万、財源は前年度繰越金でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、議案第3号、令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第3号、令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、公共下水道整備など3事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,274万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,346万8千円とするものでございます。併せまして、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。「建設水道課長」。



「建設水道課長」（補足説明）

おはようございます。

（「おはようございます」の声）

「建設水道課長」（補足説明）

それでは、私の方から補足説明を申し上げます。

議案の59頁をお開き下さい。補正予算構成表で説明申し上げます。下水道管理センター管理でございます。こちらにつきましては、汚泥処理などに係る経費でございます。当初の見込みの数量の減や、入札執行により減額となったものでございます。補正額は74万7千円で、内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、下水道管理センター他、長寿命化実施設計等でございます。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金の国の内示額が減額となりましたことから、事業費の調整により減額となるものでございます。補正額は300万、内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、公共下水道整備でございます。こちらにつきましても、社会資本整備総合交付金の国からの内示額が減額となりましたことから、事業費の調整により減額補正を行うものでございます。補正額は1,900万、内訳につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、62頁をお開き下さい。第2表債務負担行為補正でございます。新年度に直ちに事業を実施する必要があるものにつきまして、予算の執行が可能となります4月1日以前に入札や見積り合せ、及び契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。業務につきましては、記載の3業務、期間につきましても令和元年度から令和2年度のまででございまして、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、63頁第3表地方債補正でございます。先程、補正の説明でもありましたが、事業費の減額に伴い、地方債の額が変更となるものについて、地方債の補正をお願いするものでございます。限度額以外の項目については、変更ございませんので、割愛させていただきます。

以上が、説明となりますので宜しく願申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第4号、令和元年度江差町公共事業会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、令和元年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」（補足説明）

はい。こちらにつきましても、同じく私の方から補足説明申し上げます。議案の74頁をお開き下さい。水道事業会計の第1表債務負担行為補正をお願いするものでございます。こちらにつきましても、新年度に直ちに事業を実施する必要があるものについてございまして、予算の執行が可能となります、4月1日以前に入札や見積り合せ、及び契約の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。

業務につきましては、記載の2つの業務でございます。期間につきましては、いずれも令和元年度から令和2年度で、限度額につきましてもそれぞれ記載の額になるものでございます。

以上が補足説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、令和元年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

次に、日程第16、議案第26号、令和元年度江差町奨学金特別会計補正予算

(第1号) についてを議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

「町長」  
議長。

(議長)  
「町長」。

「町長」 (提案説明)  
議案第26号、令和元年度江差町奨学金特別会計補正予算(第1号)について、  
でございます。

今回の補正の内容につきましては、奨学資金貸付等に係る経費の補正をお願いする  
ものでございまして、歳入歳出予算のそれぞれ112万円を増額し、歳入歳出予  
算の総額を歳入歳出それぞれ534万9千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決  
頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)  
はい。「学校教育課長」。

「学校教育課長」 (補足説明)  
奨学金特別会計の補正予算について、ご説明申し上げます。議案書その3の3  
頁、補正予算構成表をお開き下さい。奨学金の償還金について、予算額を上回る繰  
り上げ償還があったことに伴う補正でございます。これに併せて貸付金の減額も行  
い、補正額は112万円でございます。

財源につきましては、記載のとおりとなっております。ご審議方、宜しくお願  
いします。

(議長)  
以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)  
質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。  
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第26号、令和元年度江差町奨学金特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。